



渡島地方本部ニュース

発行
自治労渡島地方本部
執行委員長 川村 哲也
〒041-0806
函館市美原4-6-16
TEL 0138-34-2357
FAX 0138-34-2358

給与制度の総合的見直し! 地方公務員法改正に伴う新たな人事評価制度!



渡島町村会に対し要請書提出!



6月4日(水)渡島総合振興局で「給与制度の総合的見直し」「地方公務員法改正に伴う新たな人事評価制度の導入」に関する要請書を渡島地方本部樋口副委員長から渡島町村会へ提出しました。

各単組におかれましても、この重要な2本の要請書(首長宛て)を6月13日(金)まで忘れずに提出してください。

給与制度の総合的見直しについての要請!

- 1 給与制度の迅速な見直しについて反対意見を地方六団体を通じて総務省・人事院に対して申し入れること。
- 2 地方における給与水準は、それぞれの地域の民間給与水準とのラスパイレス比較を基に労使間で決定しており、国とは異なり地域における民間賃金との乖離が指摘される状況にはないことを明らかにすること。
- 3 給与水準または世代間の配分問題についても、人事構成上、国とは異なる実態にあることを明らかにして、見直しを行わないこと。
- 4 人事院において勧告がなされ、国において制度見直しが行われた場合においては、案に国に追随した見直しを行うことなく、制度見直しにあたっては、労使間の協議と合意を前提とする。
- 5 行政(二)表適用職員(技能・労務職員等)については、すでに給与水準が低位に据え置かれていることから、これ以上の引き下げは行わないこと。

地方公務員法改正に伴う新たな人事評価制度の導入に係る要請!

- 1 新たな人事評価制度の導入等に関する今後のスケジュールについて、早急に明らかにすること。また、評価結果の活用は労働条件の変更につながることから、導入にあたっては労使協議と合意を前提にすること。
- 2 「等級別基準職務表」の条例化にあたっては、現在の運用に支障のない形で条例化すること。また、「級別・職名(職制上の段階)ごとの職員の公表にあたっては、公表方法等労働組合と十分に協議すること。
- 3 技能労務職員に関しては、「等級別基準職務表」の条例化および「級別・職名(職制上の段階)ごとの職員数の公表」は義務付けられていないので、条例化や公表を行わないこと。

